

介護保険施設の食費・居住費の負担軽減について 申 詳細 介護保険課 給付係 ☎823-9959

令和4年度(令和4年8月~令和5年7月)の施設利用時の食費・居住費(滞在費)の負担限度額認定による減額を希望する方は、申請が必要です。

- ▶対象施設…特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所サービス事業所

- ▶対象要件…以下の全ての要件を満たしていること  
 ①世帯主および世帯員全員(世帯を分離している配偶者や事実上婚姻関係にある者等も含む)が市町村民税非課税であること  
 ②被保険者とその配偶者の預貯金等の合計が一定額以内であること



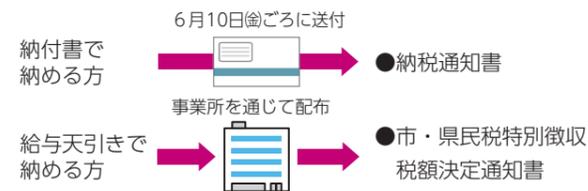
※申請の受け付け開始は6月中旬を予定しています。詳しくは介護保険課HPを確認ください▶

市・県民税の納税通知書について

詳細 市民税課 ☎823-9421

令和4年度分 市・県民税納税通知書をお送りします

市・県民税は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の給与や年金、事業などの所得に応じて課税される税金で、令和4年度分は、令和4年1月1日現在で居住する市町村で課税されます。そのため、納税先はその年の途中で転出などの異動があっても1月1日に居住していた市町村になります。



▶申告はお済みですか

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年中の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を税務署に提出する必要はありません(ただし、還付を受けるためには確定申告をする必要があります)。確定申告等を行う義務のない方も市・県民税が課税されている方は、生命保険料控除や社会保険料控除(年金からの天引き以外の分)等各種控除について市・県民税の申告を行うことで、市・県民税が軽減される場合があります。

税制改正による主な改正点と納税通知書のデザイン変更について

▶住宅ローン控除の拡充と適用期限の延長

令和3年度税制改正において、住宅の取得等で一定の要件を満たす場合、住宅ローン控除の適用期限が延長され、令和4年12月までに入居すれば13年間の住宅ローン控除の適用を受けることができるなど、拡充されました。

▶カラーで見やすいデザインになりました

市・県民税の納税通知書にユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが見やすく分かりやすいものに変更しました。新しくなった納税通知書については市民税課HPで確認できます。



コンビニ納付・スマホ決済アプリが利用できるようになりました

- ※バーコードがないものや金額が30万円を超えるもの、また納期限が過ぎたものについては利用できません。
- ※納付書はこれまでと違い、ホチキス止めはしていません。紛失や納付する順番(納期)にご注意ください。

詳しくは税務管理課HPを確認ください▶



コンビニ納付について

- 利用できるコンビニは、納付書裏面を確認してください。
- コンビニで納付をした場合、領収印が押された領収証書を必ずお受け取りください。

スマホ決済アプリについて

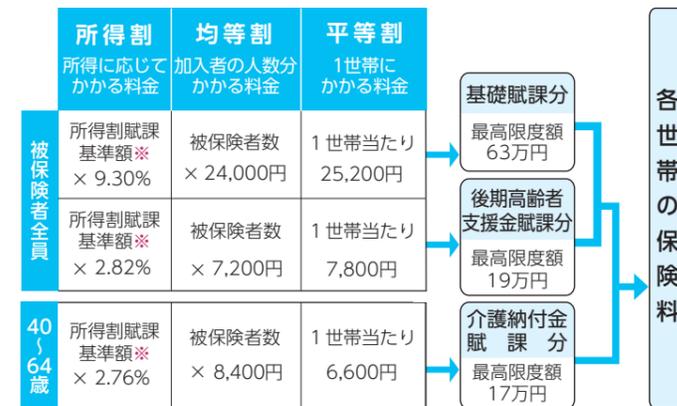
- 「Pay Pay」「LINE Pay」「Pay B」を利用して、ご自宅で納付ができます。決済手数料は無料、領収証書は発行されません。
- 納付書を使用しているの二重払いにご注意ください。
- 口座振替を利用中の方は、スマホ決済アプリでの納付はできません。
- 車検用納税証明書が納付後すぐに必要な場合は、金融機関またはコンビニで納付してください。滞納等がない場合、車検用納税証明書は6月上旬に送付します。

国民健康保険の保険料率をお知らせします

詳細 保険医療課 資格賦課係 ☎823-9360

同じ世帯に国保加入者がいれば、勤務先で健康保険(社保)に加入しているなどの理由で世帯主が国保に加入していても、世帯主が国保の保険料の納付義務者となります。保険料の納入通知書は、6月13日(月)に世帯主宛てに発送します。

国民健康保険料の計算方法



国民健康保険料の軽減制度

令和4年度から、新たな軽減措置が始まります。軽減内容は以下のとおりです。

対象	軽減内容
全ての未就学児	均等割保険料を5割軽減 すでに保険料の軽減措置(7割・5割・2割)が適用されている世帯の場合、軽減後の均等割をさらに5割減額  【例】7割軽減対象の場合 残り3割がさらに5割軽減されるため、合計で8.5割の軽減になります。  ※申請は不要です。

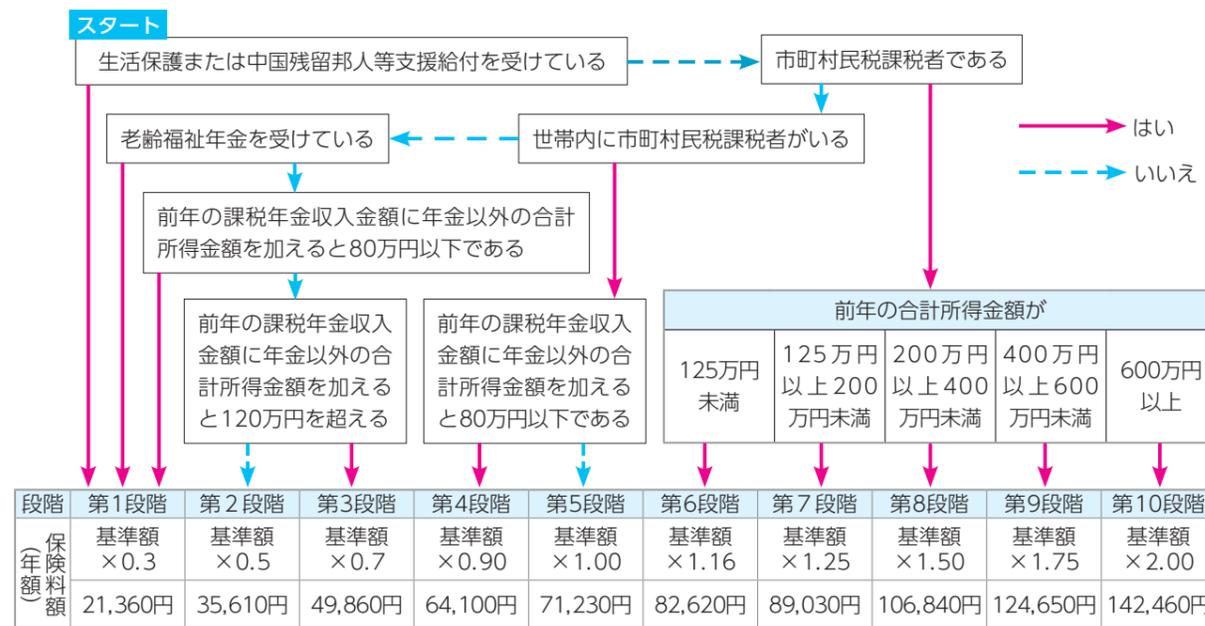
※所得割賦課基準額は、令和3年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額です。合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。

勤務先の倒産・解雇等で失業された方、災害に遭われた方等について、条件に該当する場合は、届け出により保険料が軽減される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

令和4年度介護保険料をお知らせします

詳細 介護保険課 資格賦課係 ☎823-9971

介護保険料の計算方法をお知らせします。前年度から改定はありません。介護保険料の決定通知書は、6月中旬に発送します。



※年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えた額)から10万円を調整控除した後の金額を算定に用います。

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該合計所得金額から10万円を調整控除した後の金額を算定に用います。